

保育利用調整基準

令和8年度

保育を必要とする事由やその状況に応じた(1)「基本指数」及びその他の状況に応じた(2)「調整指数」の合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。

(1)基本指数

保育を必要とする事由に従い設定する。

- ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を設定する。
- ・ 父母それぞれの指数の合算を基本指数とする。
- ・ ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本指数と(9)その他の不存在等の50との合算を基本指数とする。
- ・ 父母が複数の事由に該当する場合は、主たる要件を採用し、事由に応じた期間について調整を行う。

(2)調整指数

該当する項目に応じて加減点する。

※基本指数及び調整指数の合計が同一指数で並ぶ場合には、(3)「順位表」により優先順位を設定する。

(1)基本指数表

保育が必要な事由		基準	基本指数
(1)就労 ※1 ※2		●勤務時間が1か月に160時間以上	50
		●勤務時間が1か月に140時間以上160時間未満	46
		●勤務時間が1か月に120時間以上140時間未満	42
		●勤務時間が1か月に100時間以上120時間未満	38
		●勤務時間が1か月に80時間以上100時間未満	34
		●勤務時間が1か月に64時間以上80時間未満	30
(2)出産		●妊娠・出産（産後8週を経過する日が属する月末まで）	35
(3)疾病	入院	●長期間の入院が見込まれるもの	45
	居宅内療養	●常時臥床（寝たきり）など自律的外出が困難である	45
		●上記以外の自宅療養	30
(4)障がい		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	45
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持第	37
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	30

(1)基本指数表

保育が必要な事由		基準	基本指数
介護・看護は、親族の 常時介護（看護）のため 、家庭において子どもを保育することが困難な場合に限られます			
(5)介護・看護	同居の親族	●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする	45
		●医療機関に入院した者の付添い看護をする	45
		●精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持 身体障害者手帳1級・2 級を所持 療育手帳A1・A2を所持 要介護認定 5・4 程度を認定されたもの	45
		●精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持 身体障害者手帳 3 級を所持 療育手帳B1を所持 要介護認定 3・2 程度を認定されたもの	35
		●精神障害者保健福祉手帳 3 級を所持 身体障害者手帳 4 ～ 6 級を所持 療育手帳B 2 を所持 要介護認定 1 程度を認定されたもの	20
		●上記以外で介護・看護を常態としているもの	15
(5)介護・看護	別居の親族 （要介護者と同居の親族が介護できない場合、または同居の親族がいない場合）	●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする	35
		●医療機関に入院した者の付添い看護をする（常時）	35
		●精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持 身体障害者手帳1級・2 級を所持 療育手帳A1・A2を所持 要介護認定 5・4 程度を認定されたもの	35
		●精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持 身体障害者手帳 3 級を所持 療育手帳B1を所持 要介護認定 3・2 程度を認定されたもの	25
(6)災害復旧		●震災、風水害、火災その他の災害により自宅等の復旧に当たっている	50
(7)求職活動		●ひとり親で求職中である場合	50
		●生活困窮者自立支援制度を利用しているもので、求職中である場合	45
		●生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれると福祉事務所長が認める場合	45
		●上記の世帯以外で、求職中である場合	15

(1)基本指数表

保育が必要な事由	基準		基本指数
(8)就学等	●就学時間が1か月に160時間以上		50
	●就学時間が1か月に140時間以上160時間未満		46
	●就学時間が1か月に120時間以上140時間未満		42
	●就学時間が1か月に100時間以上120時間未満		38
	●就学時間が1か月に80時間以上100時間未満		34
	●就学時間が1か月に64時間以上80時間未満		30
(9)その他	不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50
	前各号に掲げるもののほか、市長が特に保育が必要と認める場合		※3

※1 就労時間は、1か月を4週として判断する。また、休憩時間を含む。

※2 育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。

※3 市長が定める。

(2)調整指数表

令和8年度版

番号	具体的内容	調整指数	備考
1	保護者が市内の特定教育・保育施設に月120時間以上で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等(以下、「保育士等」)である場合(内定を含む)	30	
2	保護者が市内の特定教育・保育施設に月120時間未満で勤務する保育士等である場合(内定を含む)	20	
3	保護者が市内の私立幼稚園・認可外保育施設に月120時間以上で勤務する保育士等である場合(内定を含む)	10	
4	保護者が市内の私立幼稚園・認可外保育施設に月120時間未満で勤務する保育士等である場合(内定を含む)	5	
5	保護者の一方が単身赴任等で長期不在の場合	2	1か月以上を対象とする
6	ひとり親世帯(単身の里親含む)	25	
7	複数人の兄弟姉妹(多胎児含む)が認可保育施設を同時に利用申請する場合	1	
8	兄弟姉妹が認可保育施設又はその併設する幼稚園にすでに入所しており、申込児童が同一の認可保育施設の利用を希望する場合(令和8年3月時点で在籍する兄弟姉妹を含む)	20	・在籍園限定で加算 ・1か月以上在籍する兄弟姉妹が対象 ※ただし、保護者の就労時間等がそれぞれ月120時間未満の場合は加算しない
9	家庭的保育事業所又は小規模保育事業所を卒園し、引き続き別の認可保育施設への入所を希望する場合	10	入所している施設に係る利用規約上の年齢上限により卒園する場合に限る
10	事業所内保育施設・認可外保育施設を利用しているもので、その施設の上限年齢到達を理由に卒園する場合	10	入所している施設に係る利用規約上の年齢上限により卒園する場合に限る
11	認可外保育施設が認可保育施設に移行した場合であって、移行前からの当該施設の在園児である場合	50	令和8年度は対象施設なし
12	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度内(翌年度4月1日を含む)に育児休業から復帰しなければならない場合	4	就労証明書に記載されている場合のみ適用
13	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、上記以外の場合	2	就労証明書に記載されている場合のみ適用
14	希望する認可保育施設に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合	-90	
15	市外居住者(転入予定者及び調整指数No.1からNo.4のいずれかに該当する保育士等を除く)	-50	※
16	利用の内定を自己都合により辞退したもの 利用調整を取り消されたもの	-50	年度内は継続するものとする
17	自己都合等による転園	-20	兄弟姉妹が在所する認可保育施設への転園の場合は、調整指数表No.8を適用

※ 転入することが確認できる書類(賃貸借契約書・土地売買契約書の写し等)の提出があるものを転入予定者とする。

(3)順位表

1	基本指数が高いもの
2	当該保育所等の希望順位が高いもの
3	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯
4	希望する施設と自宅が同一小学校区内（災害・緊急時対応のため）※ 1
5	希望施設数を多く記入しているもの
6	親の勤務地が遠い世帯
7	待機期間が長いもの
8	里親制度を利用しているもの

※ 1 同一小学校区内に施設が所在しない場合は、中学校区内の施設を対象とする。

*親の勤務地の区分（順位表 6 にて利用）

1	県外	4点
2	県内（隣接していない市町村）	3点
3	県内（隣接している市町村）	2点
4	市内	1点

・ひとり親世帯については、不存在者の点数は 1 を適用し、4 点とする。